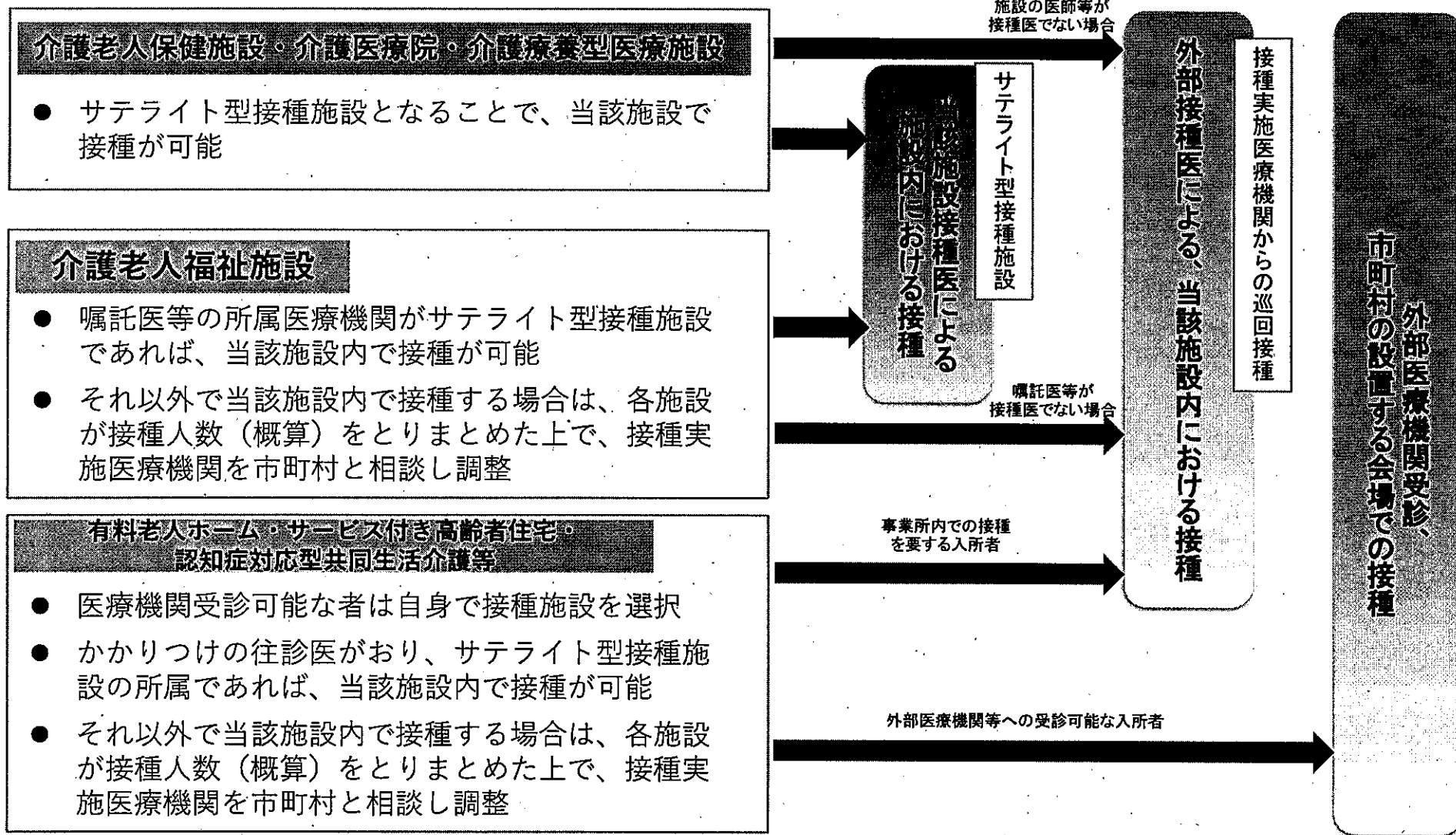


高齢者施設入所者・従事者への接種

高齢者施設の入所者への接種の進め方(概要)

- 高齢者施設の入所者への接種方法は、本人の選択又は施設が調整。標準的な実施方法は以下の通り。



注1) ディープフリーザーを設置するなどによりワクチンが直接配送され接種を行う医療機関を「基本型接種施設」、基本型施設から冷蔵でワクチンの分配を受け接種を行う医療機関を「サテライト型接種施設」という。
 注2) 巡回接種とは、接種会場への移動が困難な者等に対して、接種実施医療機関等が接種会場以外の場所へ赴き、接種会場以外の場所において接種を行うことをいう。
 注3) 高齢者施設については、介護保険施設のほか、居住系介護サービス等を含むことを想定。
 注4) 全ての施設種別において、外部医療機関受診や市町村の設置する会場での接種は可能。

高齢者施設の従事者への接種

想定される接種順位のイメージ

※ 供給量等を踏まえ、各グループ内でも年齢等により、更に順位が細分化されることがある。

医療従事者等への接種

高齢者へのクーポン配布

高齢者への接種

それ以外の者へのクーポン配布

基礎疾患を有する者
(高齢者以外)への接種

高齢者施設等の従事者への接種

上記以外の者に対し、ワクチンの供給量等を踏まえ順次接種

高齢者施設の従事者の接種順位

- ・ 高齢者及び基礎疾患を有する者や障害を有する者が集団で居住する施設等で従事する者（以下「高齢者施設等の従事者」という。）の接種順位については、業務の特性として、仮に施設で新型コロナウイルス感染症発生した後も高齢の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともに、クラスターを抑止する対応を行う必要があることから従事者（※）を、高齢者に次ぐ接種順位と位置付ける。

※高齢者施設等の従事者の範囲は、高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等）において、利用者に直接接する職員（サービスの種類、職種は限定しない。）

高齢者施設の従事者の接種方法

- ・ 原則、一般高齢者と同じスキームのため、住民票所在地の接種実施医療機関で接種する。ただし、優先接種である証明を接種券と共に医療機関に持参する必要がある。
- ・ このため施設等において従事者に対して証明書（仮）を交付すること。

※指定様式（就労先名称・連絡先・管理者名等）

出典：令和3年1月25日
自治体向け説明会資料

高齢者施設の従事者への接種

高齢者施設の従事者 接種順位の特例

- 重症化リスクの大きさ等を踏まえ、高齢者と高齢者施設の従事者の接種順位は異なっている。しかしながら、施設等内のクラスター対策のより一層の推進のため、市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えない。その際は、ワクチン流通単位の観点からの効率性に留意すること。

※ 一定の要件：ワクチン流通量の単位から施設入所者と一緒に接種を受けることが効率的であること

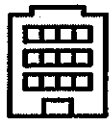
市町村及び高齢者施設の双方の体制が整うこと

施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、従事者が同時に接種を受けた場合でも入所者の接種後の健康観察が可能であること

※ 接種は従事者一人ひとりが接種を受けるかどうかを決定するという考え方に基づくということ、ワクチンの流通状況等によっては同時期の接種が叶わないことに留意。

- その際、従事者に対しては接種券が届いていないため、施設等は接種を希望する従事者の名簿を作成し、市町村へ提出する。市町村は接種券付き予診票を作成し、発行する。

※ 市町村が設ける会場として高齢者施設を指定し集団的に行う予防接種を実施する場合には、上記と同様な対応は可能である。ただし、従来医療機関でなかった場所に接種会場を設けることとなるため、運営方法については市町村と十分な協議が必要。



市町村

③リストから接種券付き予診票を作成



予診票

②接種予定従事者リストの提出



④接種券付き予診票を発行

①接種予定従事者リストの作成

高齢者施設

⑤接種医が所属する医療機関で接種予約

ワクチン接種

★リストを作成する際は、従事者の住民票所在地の住所を十分に確認すること。万が一、誤記載があった場合には、予防接種記録が適切に管理されないほか、医療機関の請求事務に支障をきたすこととなる。

※地方自治体、医療機関、卸売業者等の関係者がクラウドにワクチンの在庫量、配分量等の情報を登録し、関係者で速やかに共有することを主な目的としたシステム

市町村別 高齢者施設等の施設数、入所者数・従事者数（概数）

市区町村	高齢者施設		その他福祉施設 (保護施設・障がい者 施設など(※1))
	施設数	入所者数 (定員)	施設数
大阪府	3,513	157,230	851
大阪市	1,054	51,550	266
堺市	356	14,695	80
岸和田市	78	3,012	22
豊中市	148	6,964	23
池田市	50	2,036	10
吹田市	97	5,299	30
泉大津市	31	1,211	7
高槻市	112	5,131	21
貝塚市	36	1,334	10
守口市	66	3,299	21
枚方市	168	7,664	25
茨木市	86	4,124	19
八尾市	141	5,592	19
泉佐野市	51	1,833	13
富田林市	37	1,455	23
寝屋川市	97	4,043	27
河内長野市	43	1,820	7
松原市	50	2,106	12
大東市	42	1,680	14
和泉市	58	2,895	22
箕面市	50	2,547	14
柏原市	30	1,058	6
羽曳野市	53	2,704	12
門真市	52	2,290	13
摂津市	27	1,084	6
高石市	23	945	5
藤井寺市	31	1,221	9
東大阪市	243	9,548	44
泉南市	22	1,004	13
四條畷市	25	1,120	4
交野市	30	1,210	8
大阪狭山市	23	885	0
阪南市	24	1,006	8
島本町	8	273	3
豊能町	7	269	2
能勢町	2	100	7
忠岡町	13	371	1
熊取町	21	740	15
田尻町	4	157	0
岬町	10	329	2
太子町	5	211	6
河南町	6	313	2
千早赤阪村	3	102	0

府全体の従事者数(※2)

高齢者施設・・・約5万7千人
その他福祉施設・・・約1万7千人

※2 人員基準等からの推計

計算方法等

1. 施設数及び入所者数(定員)のうち、介護老人福祉施設(特養)(地域密着型含む)、介護老人保健施設(老健)、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)、有料老人ホームは、令和2年10月1日現在の数。府所管+市管(府から各所管市へ照会したもの)
2. 認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)の施設数は、令和2年介護サービス施設・事業所調査(10月)で各市町村が回答した数。
3. 認知症対応型共同生活介護の入所者数(定員)は、令和元年10月介護サービス施設・事業所調査における大阪府全体の定員数を事業所数で割った値(16.9)を、各市町村の事業所数に乗じた数値。
4. サ高住は、登録戸数である。

※1 上記以外に矯正施設5か所、更生保護施設4か所あり

○高齢者施設等の従事者(高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等(介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障がい者施設・救護施設等)において、利用者に直接接する職員)については高齢者に次ぐ接種順位とされ、原則、住民票所在地において接種する。

ただし、施設等内のクラスター対策のより一層の推進のため、市町村及び施設等の双方の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件(健康管理を行う医師等の確保)を満たす高齢者施設において、高齢者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えないとされている。